

## 亀岡市成人式実行委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市成人式（以下「成人式」という。）における亀岡市成人式実施規程（以下「実施規程」という。）に定めた式典及び行事を企画・実施するために亀岡市成人式実行委員会の設置その他必要な事項を定める。

(成人式の構成及び分担)

第2条 成人式は、実施規程の定めにより構成する。

2 式典は検討委員会が基本方針を策定し、それに基づく具体的な運営は実行委員会が企画し、実施する。

3 実施規程に定めた行事については、実行委員会が企画し、実施する。

4 前項により、実施規程の定めた行事について、実行委員会が担当する事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施規程の定めた行事の企画
- (2) 出演者等の候補選定
- (3) その他実施規程の定めた行事の実施に関して必要な業務

(実行委員会の委員)

第3条 実行委員会を構成する委員は、次の各号に掲げる者で教育長が認めた者とする。

- (1) 実施規程で定める対象者の中で、各市立中学校長及び義務教育学校長から推薦を受けた者
- (2) 実施規程で定める対象者の中で、公募に応じた者
- (3) 亀岡市教育委員会事務局職員

(実行委員会の任期)

第4条 委員の任期は、その選任の日からその年度の末日までとする。

(実行委員会の役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- 1 実行委員長 1名
- 2 副実行委員長 2名

2 実行委員長は、実行委員の互選により選任し、実行委員会を代表し、会務を統括する。

3 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき、又は実行委員長が欠けたとき、その職務を行う。

(実行委員会の会議等)

第6条 実行委員会の会議は、教育長又は実行委員長が招集する。

2 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、実行委員長の決するところによる。

3 会議の議決事項は、検討委員会の承認を得て、確定するものとする。

4 実行委員会は、必要に応じ委員以外の者に対し、検討委員会の承認を得て会議への出席を求めることができる。

(実行委員の資格喪失)

第7条 教育長は、実行委員に適格性を欠く行為があったときは、その資格を取り消すことができる。

(実行委員会の庶務)

第8条 実行委員会の庶務を行うため、社会教育課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ検討委員会が実行委員会の意見を参考にして定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。